

川崎市上下水道局給水管埋設基準

(趣旨)

第1条 この基準は、川崎市水道条例施行規程（平成22年水道局規程第1号。以下「規程」という。）第7条第1項第5号に規定する給水管を道路に埋設する場合（規程第8条第1項第3号に規定する場合を除く。）等の深さについて、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 公道 道路法（昭和27年法律第180号）第2条に規定する道路、幅員の一部が当該道路によって構成される道路及び公法人により道路として一般交通の用に供されている道路をいう。
- (2) 国道 国が管理する公道をいう。
- (3) 市道 本市又は市長が管理する公道をいう。
- (4) 私道 公道以外の道路で、2戸以上で使用しているもの及び構造上区分された数個の部分で独立して居住、店舗等建物としての用に供することができる一の建物（マンション、アパート等をいう。）に通じるものをいう。
- (5) 埋設深度 給水管の頂部と当該給水管が埋設された路面との距離をいう。
- (6) 舗装厚 路面から路盤の最下面までの距離をいう。

(道路における埋設深度)

第3条 公道における埋設深度は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 給水管の口径が300ミリメートル以下の場合は、次に掲げる道路の区分に応じ、次に掲げるとおりとする。

ア 国道 歩道の地下に設ける場合は0.6メートル以下としないものとし、やむを得ず車道の地下に設ける場合は、舗装厚に0.3メートルを加えた値以下としないものとする。

イ 市道 歩道の地下に設ける場合は0.6メートル以下としないものとし、やむを得ず車道の地下に設ける場合又は歩車道の区別のない道路の地下に設ける場合は舗装厚に0.3メートルを加えた値（当該値が0.7メートルに満たない場合には、0.7メートル）以下としないものとする。

(2) 舗装の構成、土質の状態、交通状況等から道路管理者が必要があると認める場合又は給水管の口径が350ミリメートルの場合は、次に掲げる道路の区分に応じ、次に掲げるとおりとする。

ア 国道 道路法施行令（昭和27年政令第479号）第11条の3第1項第2号ロの規定によるものとする。

イ 市道 道路占用許可基準（平成3年川崎市告示第100号）第12第2項第1号及び地下埋設物配置基準（平成3年川崎市告示第101号）によるものとする。

(3) 私道内における埋設深度 0.6メートル以下としないものとする。

(宅地における埋設深度)

第4条 宅地内における埋設深度は、給水管の管理に支障がなく、かつ、埋設された給水管が地上からの影響により破損しないものとし、原則として0.3メートル以下としないものとする。ただし、給水管の口径が75ミリメートル以上の場合は、0.6メートル以下としないものとする。

(その他の場合の埋設深度)

第5条 この基準に定めのない場合の埋設深度は、給水管が埋設された土地等を管理する者の指示によるものとする。

附 則（平成16年3月25日15川水業給第137号）

この基準は、平成16年3月25日から施行する。

附 則（平成22年3月24日21川水業給第593号）

この基準は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月23日29川上サ給第304号）

この基準は、平成30年4月1日から施行する。